

高知県高等学校PTA連合会保険委員会規程

(目 的)

第1条 この規程は、高知県高等学校PTA連合会(以下「高P連」という)規約第4条第7項に基づき、生徒の総合保険・自転車保険等について協議・運営に必要な事項を定めることを目的とする。

(委員の構成)

第2条 保険委員会は、高P連会長、東部・高知・高吾・幡多の各地区及び特別支援学校支部の事務局校の会長と校長(分校区教頭)、高P連事務局長、以上12名で構成する。

(委員長・副委員長の選任及び任期)

第3条 委員長は高P連会長をもってあて、副委員長は委員の互選により選出する

2 委員長・副委員長の任期は委員の任期とする。

(委員長・副委員長の任務)

第4条 表委員長は、委員会を代表し、委員会の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、事故のある場合に委員長の代理を務める。

(委員会の招集)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

(決定の順序)

第6条 委員会で決定したことは、高P連役員会で承認を受けること。

2 役員会で承認を受けたことは、総会または会長会で報告することを原則とする。

(その他)

第7条 委員長が必要と認めるときは、関係業者等を委員会に招集し、参考意見を聞くことができる。

2 この運営委員会の運営に関して、その他必要な事項は委員会において定める。

附 則

この規程は、平成16年2月7日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

この規定は、令和5年7月1日一部改正する。